



第2期 2020▶2024

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略

—地方創生の基本方針—

人口減少に歯止めをかけ、町の実情に即した「鞍手町ならでは」の施策を実施し、地域課題の解決を目指します。

令和2年3月

鞍 手 町

改訂 令和4年11月

1.はじめに	1
(1) 第2期総合戦略策定の趣旨と背景	1
2.国の第2期総合戦略策定に向けての基本的な考え方	2
(1) 第2期における新たな視点	2
3.第2期総合戦略におけるSDGsとの一体的な推進	3
(1) SDGsとは	3
4.町の第2期総合戦略策定に向けての基本的な考え方	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) 総合戦略の位置付けと期間	4
(3) 評価・検証	4
5.第1期総合戦略の検証と課題	5
(1) 基本目標の達成状況	5
6.人口ビジョンと政策目標	6
(1) 人口ビジョンにおける分析	6
(2) 人口減少時代における重要課題	7
(3) 短期目標	7
(4) 中期目標	7
(5) 長期目標	7
(6) 目標の実現に向けた重点施策	7
7.基本目標と具体的施策	8
基本目標1 鞍手町における安定した雇用の創出と創業支援	9
(1) 安定した雇用の創出と創業支援	9
基本目標2 鞍手町への新しいひとの流れをつくる	10
(1) 交流人口と関係人口の拡大	10
(2) 移住定住の促進と関係人口の創出	10
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	11
(1) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり	11
(2) 児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実	11
基本目標4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する	12
(1) 安全・安心なくらしの確保	12
(2) 広域連携の強化	12

横断的な目標 1 新しい時代の流れを力にする	13
（1）未来技術の活用と情報発信の強化	13

資料編

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱	14
鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会名簿	15
鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱	16
鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部員名簿	17

1. はじめに

(1) 第2期総合戦略策定の趣旨と背景

人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に全国的に地方創生への取り組みが求められる中、本町においては、第1期人口ビジョン及び現総合戦略（以下「第1期総合戦略」という。）を策定し、人口減少対策をはじめとする取り組みを進めてきましたが、令和元年度末に終期を迎えます。

第1期総合戦略により推進してきた取り組みは、「鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援」、「鞍手町への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する」の4つの基本目標の中に具体的な施策を掲げ、実施してきました。

しかし、全国的な「東京一極集中」や「少子高齢化・人口減少」の動向もあり、本町の人口ビジョンや第1期総合戦略で掲げた目標の達成や地域課題の改善には至っていません。

さらに、人口の社会減少や自然減少により起こりうる地域社会や地域経済の衰退などの問題や第1期総合戦略の策定から4年が経過し、未来技術の進展、働き方改革、外国人との共生など、社会情勢は大きく変化しています。

令和元年6月に実施した「鞍手町のまちづくりに関する住民アンケート」において子育て支援や保健対策・健康づくり等の満足度は高い傾向にあるものの、公共交通や医療機関の利用しやすさに対する満足度は低くなっています。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられています。

SDGsは、「地球上の誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものであり、地方創生の取り組みにもつながります。

以上のことから、第1期総合戦略の成果と第2期に向けた課題を検証するとともに、社会情勢の変化、町民のニーズ、町の課題、SDGsの考え方を踏まえた見直しを行い、第2期「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の実現に向けて、「切れ目なく」継続して地方創生に取り組むものとします。

● 未来技術

情報通信技術などSociety5.0に向けた技術のこと。各々の地域特性に応じて有効に活用することで、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、魅力を向上させるものと期待されるもの。

2. 国の第2期総合戦略策定に向けての基本的な考え方

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）では、第2期総合戦略に向けての基本的な考え方方が示されています。

国は、第1期での地方創生の各種取組について、「継続を力」にし、4つの基本目標の枠組みを維持しつつ、より一層充実・強化させるため、第2期（2020年度～2024年度）においては、新たな視点に重点を置いて施策を推進することとしています。

（1）第2期における新たな視点

①地方へのひと・資金の流れを強化する

将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大

企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化

②新しい時代の流れを力にする

■ Society5.0の実現に向けた技術の活用

情報通信技術などSociety5.0の実現に向けた技術の活用を地方創生の横断分野として位置づけて、強力に推進する。

Society5.0は、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ、第5の社会を意味し、AI・IoT・ロボット等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、さまざまな分野で、現在とは全く異なる社会を実現しようとする考え方。

■ SDGsを原動力とした地方創生

SDGsを原動力とした地方創生の推進に向け、多様なステークホルダーにおける一層の浸透・主流化を図る。

第2期「総合戦略」<第2期「総合戦略」の政策体系>



▲図1 第2期総合戦略の政策体系（出典：内閣府地方創生室）

3 第2期総合戦略におけるSDGsとの一体的な推進

(1) SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

以上のことから、SDGsの理念に沿って持続可能なまちづくりや地域の活性化に取り組むことで政策全体の最適化や課題解決の加速化といった相乗効果も期待でき、地方創生の取り組みの一層の充実・深化につなげることができると想定されるため、本町においてもSDGsの視点を取り入れ、持続可能なまちづくりをめざします。



▲図2 SDGsの17の国際目標アイコン（出典：国際連合広報センター）

なお、本戦略の具体的施策とSDGsの進むべき方向性が合致するものには、17の目標のアイコンを掲げています。

4. 町の第2期総合戦略策定に向けての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

本町においても、国の基本方針に示されている「継続を力にする」という姿勢で、次のステップに向けて歩みを確かなものとするため、第2期総合戦略を策定し、地方創生の一層の充実・強化に取り組みます。

策定に当たっては、国の総合戦略における基本目標と2つの横断的な目標を踏まえます。

(2) 総合戦略の位置付けと期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とし、策定にあたっては、町の最上位計画で平成28年度を起点とする第5次鞍手町総合計画（目標年度令和6年度）や、その実施計画である後期基本計画（目標年度令和6年度）を踏まえながら、総合計画における町の将来像である「新たな力で躍動するまちくらて」の実現に向けて取り組んでいきます。

なお、第2期総合戦略に掲げる具体的施策は、総合計画から戦略に掲げる基本目標に照らした事業を抽出して、具体的施策として位置づけました。



▲図3 各種計画と総合戦略の期間

(3) 評価・検証

地方創生に盛り込む具体的施策には5年後の基本目標を設定し、目標値は行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定します。さらに、具体的な目標値としてKPI（Key Performance Indicator=重要業績評価指標）を設定し、年度ごとに産官学金労言で構成する推進委員会によるチェックを受けながら、柔軟に事業計画を見直していきます。

その際、マネジメントサイクルであるP D C A（Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善））を絶えず繰り返し、その進捗状況や成果を管理します。また、5か年の計画期間中は社会情勢の変化などに対応するため、追加が必要な施策は主要事業計画等として、別途位置づけます。

- アウトプット 施策や事業を実施することによって、直接発生した成果物・事業量を表す指標。
- アウトカム 施策・事業の実施により発生する効果・成果を表す指標。
- 重要業績評価指標（KPI） Key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。
- P D C A Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

5. 第1期総合戦略の検証と課題

本町では、地方創生の実現に向けた4つの基本目標を掲げるとともに、基本目標ごとに数値目標と具体的な施策を掲げて実施してきました。施策ごとに「重要業績評価指標（KPI）」を設定し、毎年検証を行い、常にP D C Aサイクルを回す仕組みを構築し、目標達成したものには、次の目標を掲げています。また、総合戦略推進委員会で評価・検証を行い、議会やホームページ等にて報告を行っています。第1期の基本目標の検証と課題を整理し、第2期に必要な対策の強化を図っていきます。

(1) 基本目標の達成状況

	指標	策定時の値	目標値	現在値	達成状況
基本目標1 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援					
	新規起業数	—	30件	24件	○
	事業所数	552社	582件	552件	▼
	従業員数	6,260人	6,400人	6,246人	▼
評価検証	目標値に掲げた新規起業数は、30件に対し平成30年度末で24件と町商工会と連携した起業塾やくらて学園での創業支援等により効果を上げています。 今後も地域の活性化を時代のニーズや多様化するビジネスに応じた環境をつくることで経済活動を盛んにし、活力のある町を形成していかなければなりません。				
基本目標2 鞍手町への新しいひとの流れをつくる					
	社会増減（転入者数－転出者数）	21人／年	50人／年	-68人／年	▼
	観光入込客数	127,000人	300,000人	275,000人	○
評価検証	社会増減は、年50人を掲げていましたが、その年度毎で変動があります。この影響についてはさまざまな要因があることが伺えますが、昨今は、どの市町村でも移住定住施策に力を入れており、選択者側に有利な施策を選ぶことができる状況下であるため、変動が出てきていると考察します。 観光入込客数は、計画策定時の127,000人を200,000人と目標設定していましたが、目標値を達成したため、目標値を300,000人に変更しました。平成30年度末には、275,000人と策定時の値の約2倍となり、新しい人の流れを作ることができます。これは、くらて学園をはじめとする若い世代の町への来訪も要因の一つとして挙げられます。今後もまちの魅力発信や移住施策に特化した情報を発信していくことが必要です。また、情報力の強化と未来技術の活用に注力し、新しい人の流れにつなげていかなければなりません。				
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる					
	0歳～14歳までの人口割合	11.0%	13.0%	11.3%	△
評価検証	0歳～14歳までの人口の割合は、この計画を策定した際11.0%でした。平成27年国勢調査の数値では0.2%アップし、11.3%と現状維持することができました。これは、社人研の推計においては、10.2%まで減少するとの推測でしたが、予想に反し、11%台をキープしています。平成30年推計の本町の年齢3区分別推計においても、2040年まで11%台をキープするとの新たな推計が出されました。これは、これまで実施してきた子育て支援策や教育環境の充実が寄与しているのではないかと考察します。しかし、令和元年6月に実施した「鞍手町まちづくりに関するアンケート」においては、18歳から49歳までの子育て世代の「子育て支援策」の満足度は、56.1%と目標に掲げた数値には届きませんでした。今後も子育て世代が満足できる環境の整備を行う必要があります。				
基本目標4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する					
	住み良いと感じている人の割合	46.2%	80.0%	44.8%	▼
評価検証	平成27年のアンケート調査時に、46.2%だったものを80.0%にと目標を掲げましたが、令和元年のアンケートにおいては、44.8%と住み続けたいと人の割合は低くなりました。この結果を真摯に受け止め、今後も誰もがいつまでも住み続けられるまちを目指し、満足度を向上させていかなければなりません。				

※評価区分 達成○ 概ね達成○ 策定時より改善△ 改善を要する▼

※指標…策定時の値（平成27年度計画策定時）、目標値（令和元年度末）、現在値（平成30年度末）

6. 人口ビジョンと政策目標

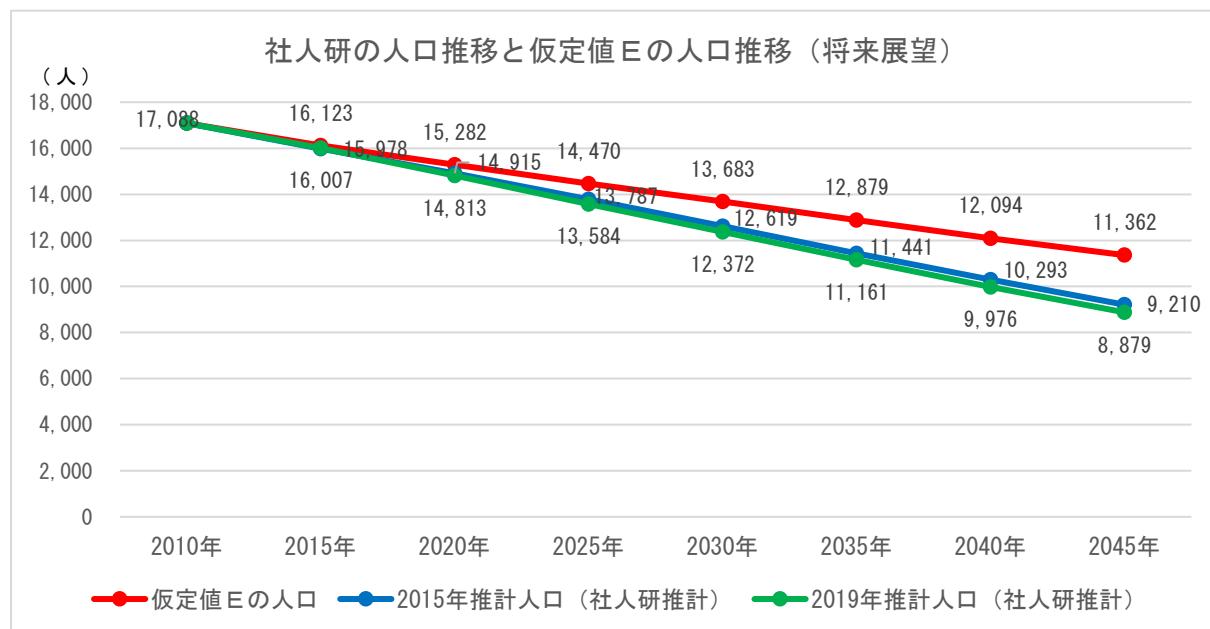
(1) 人口ビジョンにおける分析

本町の人口ビジョンを策定した平成27年から4年が経過しました。図4は、社人研の2015年（平成27年）と2019年（令和元年）の推計及び本町の将来展望で掲げた仮定値Eの人口推移です。

平成27年（2015年）の国勢調査に基づくその後の推計は、今後も減少し続けるとされており、令和2年（2020年）の国勢調査では14,813人となり、前回調査から1,194人減少するとされています。

平成27年（2015年）の推計よりも人口は減少していくと推計されていますが、年齢3区分別の人口では、減少していくとされていた年少人口が令和27年（2045年）まで総人口の11%台を維持するとの推計になっています。これは、本町の子育て支援策や定住施策等の効果による年少人口の転入（子どもを持つ世帯の転入）ではないかと分析しています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日常の生活の中では実感しづらいものですが、将来的には経済規模の縮小などの要因により、町としての持続性すら危うくなります。



▲図4 社人研の人口推移と鞍手町の人口推移(将来展望)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
年少 人口	実数	1,901	1,815	1,473	1,486	1,569	1,609	1,584
	対2010年比	100%	95%	77%	78%	83%	85%	79%
生産年 齢人口	実数	10,311	8,658	7,930	7,307	6,852	6,452	5,940
	対2010年比	100%	84%	77%	71%	66%	63%	58%
老年 人口	実数	4,872	5,534	5,879	5,677	5,263	4,819	4,571
	対2010年比	100%	113%	121%	117%	108%	99%	88%
総人口	17,088	16,007	15,282	14,470	13,683	12,879	12,094	11,362

▲表1 社人研の人口推移と鞍手町の人口推移(将来展望)

※2010年の総人口には、年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口と一致しない

(2) 人口減少時代における重要課題

本町において、平成 27 年の人口ビジョン策定時から今回の人口分析でも顕著な数字で表されたのは、未婚率の高さと、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率の低さです。

未婚率に関する分析では、平成 2 年（1990 年）以降、男女ともに割合が高まっていますが、令和元年（2019 年）6 月に町が行った「鞍手町のまちづくりに関するアンケート」では、「結婚を希望する人」が前回の 78.4% から 48.9% まで下がり、低い値になっています。

結婚については、母親世代となる 15 歳から 49 歳までの女性の人口減少に歯止めをかけるため、結婚・出産・子育てができる環境の整備に重点を置く必要があります。そして、この町に住みたいと思わせるさまざまな施策をプロモーションとして位置づけ取り組む必要があります。

まずは、これらの人々が結婚し、子どもを産み育てたいと思える環境づくりに積極的に取り組むことが重要であるため、人口減少問題に対する危機感と問題意識を行政と町民が共有しながら、平成 27 年に策定した人口ビジョンの短期及び中長期目標の達成に向けて具体的施策に取り組んでいくこととします。

(3) 短期目標

本戦略の計画期間である平成 27 年度から令和元年度までの間に社会動態が安定的に増加となることを目標とし、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日を基準日とする国勢調査の総人口の目標を 15,300 人とします。

(4) 中期目標

10 年後を見据えて、令和 7 年（2025 年）の総人口を 14,500 人に、また、令和 22 年（2040 年）の総人口の目標を 12,100 人とします。

(5) 長期目標

国が掲げる長期ビジョンの期間に合わせた 40 年後の令和 42 年（2060 年）の総人口の目標を 9,700 人とします。

(6) 目標の実現に向けた重点施策

「結婚・出産・子育てを応援するまち くらて」

7. 基本目標と具体的施策

基本目標 1 鞍手町における安定した雇用の創出と創業支援

安定した雇用の創出と創業支援	目標	策定値	目標値	
	廃業率の抑制	5.34%	4.36%	
	開業率の向上	5.44%	6.54%	
No.	具体的施策	KPI	策定値	目標値
1 経営基盤強化事業	専門家派遣事業	派遣企業数	7社(者)	32社(者)
	経営相談事業	相談件数	118件	478件
	小規模企業者経営改善資金利子補給金交付事業	申請率	46.0%	80.0%
2 創業支援事業	商業店舗リフォーム補助金交付事業	補助企業数	未実施	16社(者)
	産業競争力強化法に基づく創業支援事業	創業社(者)数	23社(者)	53社(者)
	商品開発促進事業	新商品数	未実施	25品
3	空き店舗等活用促進事業	利活用された空き店舗等数	未実施	12軒
	ITの利活用の促進	セミナーの開催	3回	10回

基本目標 2 鞍手町への新しいひとの流れをつくる

・交流人口と関係人口の拡大	社会増減	-68人／年	50人／年
・移住定住の促進と関係人口の創出	観光入込客数	275,000人	330,000人
4 学校まるごとサブカル事業	来園者数	延べ13,600人	延べ35,000人
5 観光まちおこしプロジェクト	観光入込客数	275,000人	330,000人
6 まちの歴史魅力発信事業	博物館来館者数	2,797人	4,000人
7 定住促進奨励金交付事業	転入者数	420人	850人
8 民間賃貸住宅建設促進事業	民間賃貸住宅建設戸数	10戸	30戸
9 移住定住支援事業	都市部からの移住世帯数	14世帯	30世帯
10 空き店舗等活用促進事業(再掲)	移住者数	未実施	8人

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

・安心して子どもを産み、育てられる環境づくり	0歳～14歳までの人口割合	11.3%	13.0%
・児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実	子育て支援策の満足度	69.6%	90.0%
11 妊婦健診の拡充(妊婦健診時の子宮頸がん検診公費負担)	子育て支援策の満足度	69.6%	90.0%
12 不妊治療への助成	—	—	—
13 新生児聴覚検査支援事業	子育て支援策の満足度	69.6%	90.0%
14 待機児童解消加速化事業	待機児童の解消	20人	0人
15 小学校交流事業	子育て(教育)支援策の満足度	65.2%	90.0%
16 学習アシスタント事業			
17 英語教育の充実(A LTの拡充)			
18 放課後教室の設置			

基本目標 4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する

・安全・安心なくらしの確保	住みよいと感じている人の割合	44.8%	80.0%
・広域連携の強化	避難訓練の実施数	1回／年	3回／年
19 自主防災組織支援事業	—	—	—
20 高齢者の健康づくり事業	連携事業件数	24事業	30事業

横断的な目標 1 新しい時代の流れを力にする

未来技術の活用と情報発信の強化	未来技術の活用	—	—
22 地域の実情に応じたSociety5.0の推進	計画の策定	未実施	計画の策定
23 情報発信の強化	LINE登録者数	未実施	3,000人

基本目標 1 鞍手町における安定した雇用の創出と創業支援

農・商・工業者とのネットワークを構築しながら既存事業者や創業予定者などに対し、雇用の拡大や新規事業への参入等の支援を行っていきます。特に中小企業は、地域経済の好循環をもたらす重要な存在です。本来であれば、企業が増加することが望ましい形ですが、現状は平成 21 年（2009 年）から平成 28 年（2016 年）にかけて 76 社（者）が減少しています。

本町では、新たな起業促進等を通じて、時代のニーズや多様化するビジネスに応じた環境をつくることで経済活動を盛んにし、活力のある町を形成していきます。

指 標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
廃業率の抑制	5.34%	4.36%
開業率の向上	5.44%	6.54%

※廃業率、開業率は、平成 26 年経済センサス基礎調査、平成 28 年経済センサス活動調査より出典

（1） 安定した雇用の創出と創業支援

新たな産業ビジネスへの参入を図るために起業支援を行い、まちの活性化につなげます。

人口減少による市場の縮小や担い手の確保、高齢化等による継承問題等、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

中小企業の自主的な取り組みを基本とし、地域が一体となって持続可能な地域経済の構築と活気あるまちづくりに取り組みます。

また、町商工会と連携し情報技術の利用促進に係るセミナー等の開催に取り組んでいきます。



No.	事業名	K P I	現状値	目標値
1 経営基盤強化事業	専門家派遣事業	派遣企業数	7 社（者） (令和元年度)	32 社（者）
	経営相談事業	相談件数	118 件	478 件
	小規模企業者経営改善資金利子補給金交付事業	申請率	46.0%	80.0%
	商業店舗リフォーム補助金交付事業	補助企業数	未実施	16 社（者）
2 創業支援事業	産業競争力強化法に基づく創業支援事業	創業社（者）数	23 社（者）	53 社（者）
	商品開発促進事業	新商品数	未実施	25 品
	空き店舗等活用促進事業	利活用された空き店舗等数	未実施	12 軒
3	I T の利活用の促進	セミナーの開催	3 回 (令和元年度)	10 回

基本目標 2 鞍手町への新しいひとの流れをつくる

今後は、鞍手町への移住相談体制を整備し、移住定住支援を行います。

また、福岡市と北九州市の2つの政令市に挟まれた「真ん中」にある利便性を活かした、移住定住支援を積極的に行います。

また、廃校を活用した地域ビジネスをインバウンド観光客の受け皿として発展させ、さらには、文化財や潜在する観光資源を有効に活用し交流人口の増加を目指していきます。

指 標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
社会増減 (転入者数 - 転出者数)	-68人／年	50人／年
観光入込客数	275,000人	330,000人

(1) 交流人口と関係人口の拡大

地域の特性を活かした魅力ある観光づくりを推進します。

観光による交流人口の拡大と地域の活性化を目的とした町の特産品を活用した観光まちおこしプロジェクトに取り組み、交流人口の増加による地域経済の活性化に努めます。

また、文化財や潜在する観光資源を活用した地域の活性化を図るため地方への寄附・投資等による資金の流れを活用し、交流人口の拡大につなげていきます。

No.	事業名	KPI	現状値	目標値
4	学校まるごとサブカル事業	来園者数	延べ 13,600人	延べ 35,000人
5	観光まちおこしプロジェクト	消費者満足度	未実施	90.0%
6	まちの歴史魅力発信事業	博物館来館者数	2,797人	4,000人

(2) 移住定住の促進と関係人口の創出

少子化の原因を分析する内閣府の「家族と地域における子育てに関する意識調査」の結果から、晩婚化が進んでいる背景には「経済的に余裕がない」ということが要因の一つとしてあり、若い世代の結婚への動機付けにつながる施策として住宅支援に取り組みます。また、創業支援の先に将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大につなげていきます。

No.	事業名	KPI	現状値	目標値
7	定住促進奨励金交付事業	転入者数	420人	850人 (令和4年度)
8	民間賃貸住宅建設促進事業	民間賃貸住宅建設戸数	10戸	30戸 (令和2年度)
9	移住定住支援事業	都市部からの移住世帯数	14世帯	30世帯
10	空き店舗等活用促進事業	移住者数	未実施	8人

※No.10 再掲 (No.2 の一部を再掲)

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

大学や就職等で都市圏への若者の流出が加速化する中、若い世代を呼び戻すための施策として、結婚・出産・子育て世代への切れ目のない支援を行うことでU・Iターンを促進し、共働きでも家庭と仕事を両立しながら子育てしやすい環境や希望どおりに子どもが持てる環境をつくり、年少人口や母親世代の人口減少に歯止めをかけるための支援を行います。

指標	現状値	目標値（令和6年度）
0歳～14歳までの人口割合	11.3%（平成27年）	13.0%
子育て支援策の満足度	69.6%（令和元年度）	90.0%

（1）安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

近年、若い世代の晩婚化や未婚率の上昇が続いているが、令和元年6月に実施した「鞍手町まちづくりに関するアンケート」によると今後、結婚を希望する人は前回アンケート（平成27年8月実施）と比べると48.9%と低い割合を示しています。若い世代が安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに努めます。



No.	事業名	KPI	現状値	目標値
11	妊婦健診の拡充（妊婦健診時の子宮頸がん検診公費負担）	子育て支援策の満足度	69.6%	90.0%
12	不妊治療への助成	—	—	—
13	新生児聴覚検査支援事業	子育て支援策の満足度	69.6%	90.0%
14	待機児童解消加速化事業	待機児童の解消	20人	0人

（2）児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実

依然として学力の二極化が懸念されているため、今後も子どもたちが確かな学力を身に着けることができる教育施策を展開し、学力の向上を図ります。

また、令和2年度より小学5・6年生は英語が教科化され、3・4年生では外国語活動として英語が導入されます。さらに、ますます国際化が進む中で、英語力は必須となってくるため、英語教育を充実させます。



No.	事業名	KPI	現状値	目標値
15	小学校交流事業	子育て（教育）支援策の満足度	65.2%	90.0%
16	学習アシスタント事業			
17	英語教育の充実（ALTの拡充）			
18	放課後教室の設置			

基本目標 4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する

人口の減少や少子高齢化などの要因により、自治会への加入率の低下が顕著に表れ、相互扶助が年々希薄化しています。

このような現状を踏まえ、今後、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を構築するとともに、安全・安心なまちづくりに向けての犯罪対策や見守り活動のほか、危機管理体制や地域防災力の充実に努めます。

また、近隣市町との広域連携事業の取り組みを強化します。

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
住みよいと 感じている人の割合	44.8%	80.0%

（1）安全・安心なくらしの確保

自主防災組織を主体とする地域における防災体制の強化を図るとともに防災訓練の実施等を通じ、地域コミュニティの形成を推進します。

また、保健事業と介護予防事業の取り組みを効果的かつ効率的に実施し、いつまでも健康で長生きでき、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる体制整備の確立に努めます。



No.	事業名	K P I	現状値	目標値
19	自主防災組織支援事業	避難訓練の実施数	1回／年	3回／年
20	高齢者の健康づくり事業	—	—	—

（2）広域連携の強化

北九州市を中心都市とする連携中枢都市圏構想の取り組みを積極的に行います。

また、直方・鞍手広域連携事業では、福岡県、直方市、宮若市、小竹町及び本町で構成するプロジェクトにより連携事業に積極的に取り組み、魅力ある圏域づくりを推進していきます。

加えて、直方宗像線沿線自治体連携事業では、直方市、宗像市及び本町の広域連携を強化・推進していきます。

No.	事業名（重要業績指標）	K P I	現状値	目標値
21	魅力ある広域連携事業	連携事業数	24事業	30事業

横断的な目標 1 新しい時代の流れを力にする

町の魅力や移住定住支援策など若い世代のライフスタイルに応じた支援のための情報発信を新たなツールによって行います。

また、Society 5.0 の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）は、機械・機器の自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することができる。例えば、車の自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療や IoT を活用した見守りサービス等により、高齢者も含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができます。

未来技術は、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、住民の生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができます。そして、どの地域にも未来技術の活用のチャンスがあります。特に、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を進めることが重要であり、地方における未来技術の活用について強力に推進していくことが望まれています。

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和 6 年度）
未来技術の活用	—	—

（1）未来技術の活用と情報発信の強化

国が進める Society5.0 の実現に向け、地域の利便性や生産性の向上を通じて地域を豊かにするとともに、魅力を高め、それがひとを呼ぶ好循環となるための地域課題を検証し、未来技術を活用した社会に取り組んでいくための計画の策定に取り組みます。

また、行政内部においては、働き方改革等を視野に入れた AI や RPA 等の処理技術を活用し、未来技術の活用を推進していきます。さらには、さまざまなツールを活用した情報発信の強化に取り組んでいきます。



No.	事業名	K P I	現状値	目標値
22	地域の実情に応じた Society5.0 の推進	計画の策定	未実施	計画の策定
23	情報発信の強化	L I N E 登録者数	未実施	3,000 人

● IoT

Internet of Things（インターネットオブシングス）の略でモノのインターネットと訳されている。モノのインターネットとはモノがインターネット経由で通信することを意味する。

● AI

artificial intelligence（アーティフィシャル インテリジェンス）の略で、計算という概念とコンピュータという道具を用いて『知能』を研究する計算機科学の一分野。「言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術」。

● R P A

ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、人がパソコン上で日常的に行っている業務を記録・自動化し、事務の効率化を図ること。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成27年4月30日
鞍手町告示第43号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり町の実情に応じた自主的な施策を策定及び実施するため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関の役職員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者を有する者
- (4) 公募委員
- (5) 行政職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合は新たに補充し、任期は前任者の在任期間とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に委員をもって構成した専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、施策の策定にあたり、その内容について調整するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は政策推進課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員名簿

任期：令和3年6月25日～令和5年6月24日

選出区分	選出母体	役 職	氏 名
の行政 役職機 員関	教育（学）	鞍手町教育委員会	教育委員 堀角泰正
	産業（産）	鞍手町農業委員会	副会長 白石信幸
公共的 団体等 の役職員	産業（産）	鞍手町商工会	副会長 田代雄二
	産業（産）	鞍手町商工会	主事 山口まどか
	産業（産）	直鞍農業協同組合	理事 小長光 隆
	産業（産）	鞍手工業団地協同組合	専務理事 繩手寿典
	労働（労）	タカラスタンダード株式会社福岡工場	労働組合中央執行委員 高山和将
	住民代表	鞍手町社会福祉協議会	会長 由衛久子
	住民代表	鞍手町区長会	副会長 井上正日出
学識 経験を 有する者	教育（学）	福岡教育大学	社会科教育講座教授 豊嶽啓司
	教育（学）	西日本工業大学	デザイン学部准教授 辻井麻衣子
	教育（学）	idea愛ランド	子育て研究家 栗田 恵
	金融（金）	西日本シティ銀行鞍手支店	支店長 出口 剛
	金融（金）	福岡銀行直方支店	副支店長 三角祥一朗
	メディア (言)	有限会社バータービレッジ	取締役 山本カヨ
住民代表	公募委員		杉山真理
	公募委員		許斐利枝
行政 職員	行政（官）	鞍手町	副町長 浅野彩
合 計		18 (20名以内)	

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

平成27年1月22日

鞍手町告示第7号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部員の中から統括を指名する。
- 5 統括は、本部長、副本部長の命を受けて、第6条に規定する部会を掌理する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。この場合において、部会長は、事前に統括及び他の部会長との協議を経なければならない。

- 3 部会名、部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。

- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

- 5 部会長は部会を統括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 6 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。

- 7 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。

(庶務)

第7条 本部、部会及びワーキングチームの庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部名簿

推進本部役職	所属・役職	氏 名
本 部 長	町 長	岡 崎 邦 博
副本部長	副町長	浅 野 彩
	教育長	外 園 哲 也
本 部 員	総務課長	高 橋 奈美江
	政策推進課長	柴 田 隆 臣
	地域振興課長	立 石 一 夫
	税務住民課長	石 田 克
	保険健康課長	梶 栗 恭 輔
	福祉人権課長	芝 野 英 和
	農政環境課長 (兼農業委員会事務局長)	大 村 俊 夫
	建設課長	西 生 卓 矢
	会計管理者 (会計課長)	梶 栗 恭 輔 (田 中 靖 治)
	上下水道課長	神 谷 徹
	教育課長	森 永 健 一
	議会事務局長	武 谷 朋 視

■事務局

役 職	所属・役職	氏 名
統 括	政策推進課 課長	(柴 田 隆 臣)
庶務総括	政策推進課政策係 政策係長	堀 康 治
庶務担当	政策推進課政策係 主査	内 海 崇

第2期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2年3月発行

令和4年11月改訂

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式LINE @kurate

ふ探ーー
つせてふ
くばーつ
らーをー
くふ伸と
らくば笑
てーせ顔
。もばに
見望な
つみる。
かに。
る届
。く。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。